

## 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定事務処理要領

### 第1 趣旨

この要領は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第59条第1項の規定に基づく指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定（以下「指定」という。）について、別に定めがあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### 第2 新規指定の申請

1 指定を申請しようとする者から提出させる書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 病院又は診療所 次に掲げる書類

- ア 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（病院又は診療所）（様式第1号）
- イ 主として担当する医師の医師免許の写し
- ウ 保険医療機関指定通知書の写し
- エ その他医療の種類に応じて市長が必要と認める書類

(2) 薬局 次に掲げる書類

- ア 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（薬局）（様式第2号）
- イ 薬局開設許可証の写し
- ウ 保険薬局指定通知書の写し
- エ 薬剤師免許の写し

(3) 指定訪問看護事業者等 次に掲げる書類

- ア 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第3号）
- イ 健康保険法（大正11年法律第70号）又は介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による指定通知書の写し

2 申請の際に、特段の申出がない場合は、育成医療及び更生医療双方の申請があったものとして取り扱い、審査、指定等の事務を一括して行う。

3 申請者が育成医療又は更生医療いずれか単独での指定を希望している場合は、申請者にその旨を明記させることとし、申請のあった自立支援医療についてのみ審査、指定等の事務を行う。

### 第3 指定審査

指定の審査は、次に掲げる事項を満たしているかどうかを判断するものとし、指定することが適当か否かの判断が困難であるものについては、あらかじめ、大津市社会福祉審議会規則（平成21年規則第48号）第7条第2項に基づき、大津市障害者福祉専門分科会審査部会に諮問するものとする。

(1) 指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）療養担当規程（平成18年厚生労働省告示第65号。以下「療担規程」という。）に基づき、懇切丁寧な自立支援医療が行える医療機関又は事業所であり、かつ、病院及び診療所にあつては、原則として現に自立支援医療の対象となる身体障害の治療を行っていること。

(2) 患者やその家族の要望に応じて、各種医療・福祉制度の紹介や説明、カウンセリングの実施等が行えるスタッフについて体制が整備されていること。また、病院及び診療所にあつては、自立支援医療を行うため、担当しようとする医療の種類について、その診断及び治療を行うに当たって、十分な医療スタッフ等の体制及び医療機器等の設備を有しており、適切な標榜科が示されていること。なお、特に必要とされる体制及び設備は次のとおりであること。

ア 心臓脈管外科に関する医療を担当する医療機関にあつては、心血管連続撮影装置及び心臓カテーテルの設備を有していること。

イ 心臓移植に関する医療を担当する医療機関にあつては、移植関係学会合同委員会において、心臓移植実

施施設として選定された施設であること。なお、心臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、心臓移植術実施施設又は心臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により心臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

ウ 腎臓に関する医療を担当する医療機関にあっては、血液浄化療法に関する機器及び専用のスペースを有していること。

エ 腎移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、腎移植に必要な関連機器と血液浄化装置（機器）を備えていること。

オ 肝臓移植に関する医療を担当する医療機関にあっては、移植関係学会合同委員会において、肝臓移植実施施設として選定された施設であること又は特掲診療料の施設基準等（平成20年厚生労働省告示第63号）で定める生体部分肝移植術に関する施設基準を満たしている施設であること。なお、肝臓移植術後の抗免疫療法を担当する医療機関にあっては、肝臓移植術実施施設又は肝臓移植後の抗免疫療法の実績を有する施設との連携により肝臓移植術後の抗免疫療法を実施できる体制及び設備を有している施設であること。

カ 免疫に関する医療を担当する医療機関にあっては、各診療科医師の連携により総合的なHIV感染に関する診療の実施ができる体制及び設備であること。

キ 薬局にあっては、複数の医療機関からの処方せんを受け付けている保険薬局であり、かつ、十分な（概ね2年）調剤実務経験のある管理薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。なお、新規開局する保険薬局にあっては、当該薬局における管理者（管理薬剤師）が過去に他の指定自立支援医療機関において、管理者（管理薬剤師）としての経験を有している実績があり、かつ、当該薬局に十分な調剤実務経験のある薬剤師を有していること。また、通路、待合室など、身体障害に配慮した設備構造等が確保されていること。

ク 健康保険法第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者又は介護保険法第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者（同法第8条第4項に規定する訪問看護を行う者に限る。）若しくは同法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者（同法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問看護を行う者に限る。）にあっては、原則として現に育成医療又は更生医療の対象となる訪問看護等を行っており、かつ、療担規程に基づき、適切な訪問看護等が行える事業所であること。また、そのために必要な職員を配置していること。

(3) 病院及び診療所にあっては、指定自立支援医療を主として担当する医師又は歯科医師が、次に掲げる要件を満たしていること。

ア 当該指定自立支援医療機関における常勤の医師又は歯科医師であること。ただし、歯科矯正に関する医療を主として担当する歯科医師にあっては、当該指定自立支援医療機関において、障害の治療に対する診療時間が十分に確保され、当該医師が不在の場合においても、当該指定自立支援医療機関の常勤歯科医師による応急的な治療体制が整備されている場合については、専任の歯科医師でも差し支えない。

イ それぞれの医療の種類の種類につき、適切な医療機関における研究、診療従事年数が、医籍又は歯科医籍登録後、通算して5年以上あること。適切な医療機関とは、大学専門教室（大学院を含む。）、医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項の規定に基づく臨床研修指定病院又はそれぞれの医療の分野における関係学会の規約、規則等に基づく教育病院、教育関連病院等を指すものであること。

ウ 中枢神経、心臓移植、腎臓、腎移植、小腸、肝臓移植及び歯科矯正に関する医療を主として担当する医師又は歯科医師にあっては、次の要件を満たしていること。

(ア) 中枢神経に関する医療

これまでの研究・診療経験と、育成医療又は更生医療で対象としている医療内容に関連性が認められるものであること。

(イ) 心臓移植に関する医療

心臓移植関連学会協議会・施設認定審議会の施設認定基準における心臓移植経験者であること。なお、心臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は心臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(ウ) 腎臓に関する医療

血液浄化療法に関する臨床実績が1年以上あること。

(エ) 腎移植に関する医療

腎移植に関する臨床実績が3例以上あること。

(オ) 小腸に関する医療

中心静脈栄養法について20例以上、経腸栄養法について10例以上の臨床経験を有していること。

(カ) 肝臓移植に関する医療

生体部分肝移植術又は同種死体肝移植術に関する臨床実績が3例以上あること。なお、肝臓移植術後の抗免疫療法については、臨床実績を有する者又は肝臓移植術経験者など十分な臨床実績を有する者との連携を確保できる者であること。

(キ) 歯科矯正に関する医療

これまでの研究内容と口蓋裂の歯科矯正の臨床内容とに関連が認められ、かつ、5例以上の経験を有していること。

エ 眼科、耳鼻咽喉科、心臓及び心臓血管外科、中枢神経又は小腸に関する医療を担当する医師にあつては、担当しようとする医療の分野における関係学会に加入していること。

オ 整形外科に関する医療を担当する医師にあつては、日本整形外科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。

カ 脳神経外科に関する医療を担当する医師については、日本脳神経外科学会会員であり、かつ、その認定専門医であること。

キ 腎臓に関する医療を担当する医師については、日本腎臓学会、日本人工臓器学会、日本透析医学会及び日本泌尿器学会のうち、いずれかひとつの会員であること。

ク 歯科矯正に関する医療を担当する歯科医師については、日本矯正歯科学会及び日本口蓋裂学会会員であること。

#### 第4 指定等の通知

1 指定に係る通知は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定について（様式第4号）により行い、指定しないこととする場合における通知は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の指定に係る却下（棄却）決定通知書（様式第5号）により行う。

2 指定する場合の指定年月日は、原則として、指定の決定をした日の属する月の翌月初日とする。なお、特段の事情があると認められる場合は、この限りではない。

#### 第5 指定の更新

1 指定の更新に係る申請書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。

(1) 病院又は診療所 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（病院又は診療所）（様式第6号）

(2) 薬局 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（薬局）（様式第7号）

(3) 指定訪問看護事業者等 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定更新申請書（指定訪問看護事業者等）（様式第8号）

2 更新の申請の際、変更申請及び変更届出の提出漏れが確認された場合は、速やかに変更申請及び変更届出を提出させることとする。

3 更新する場合の更新年月日は、原則として前回の指定又は更新の有効期間満了日の翌日とする。

## 第6 更新の通知

更新に係る通知は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）の更新について（様式第9号）により行い、更新しないこととする場合における通知は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項の規定による指定自立支援医療機関の更新に係る却下（棄却）決定通知書（様式第10号）により行う。

## 第7 申請内容の変更

- 1 既に指定を受けている者が担当する医療の種類を変更する場合に提出させる申請書は、大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）指定（変更）申請書（様式第1号）とする。
- 2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号以下「省令」という。）第61条に定める事項の変更があった場合に提出させる届出書は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める様式によるものとする。
  - (1) 病院又は診療所 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（病院又は診療所）（様式第11号）
  - (2) 薬局 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（薬局）（様式第12号）
  - (3) 指定訪問看護事業者等 大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）変更届出書（指定訪問看護事業者等）（様式第13号）
- 3 前項の届出書には、指定の際の申請書の添付書類に準じて、市長が必要と認める書類を添付させるものとする。

## 第8 医療の種類の変更に係る承認等の通知

- 1 医療の種類の変更に承認したときは、指定自立支援医療機関の担当する医療の種類の変更について（様式第14号）により通知し、承認しないときは、指定自立支援医療機関の担当する医療の種類の変更に係る不承認通知書（様式第15号）により通知する。
- 2 担当医師等の変更を承認したときは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則第62条の規定による担当医師等の変更について（様式第16号）により通知し、変更を承認しないときは、自立支援医療を主として担当する医師変更に係る不承認通知書（様式第17号）により通知する。

## 第9 休止・廃止・再開・処分の届出

省令第63条第1号又は第2号に掲げる場合に提出させる届出書は、大津市指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）届出書（様式第18号）とする。

## 第10 辞退の申出

指定の辞退の申出は、指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）辞退申出書（様式第19号）を提出させて行わせるものとする。

## 第11 指定の取消し等

- 1 指定の取消しを行う場合は、あらかじめ、大津市身体障害者福祉専門分科会審査部会に諮問するものとする。
- 2 法第68条に規定する取消し又は停止の通知は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項の規定による指定自立支援医療機関の指定取消（停止）通知書（様式第20号）により行う。

## 第12 その他

この要領に定めるもののほか、この要領の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

### 附 則

- 1 この要領は、平成21年4月1日から適用する。
- 2 平成21年3月31日現在において滋賀県及び大津市が指定している医療機関は、この要領により指定された医療機関とみなす。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年1月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成30年10月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から適用する。